

(試訳) 有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律 (MoMiG)
(BGBI. I S. 2026) (二〇〇八年一月三日) による改正有限会社法

早川勝

目次

第一章 会社の設立

- | | | | |
|-------|----------|-------|-----------------|
| 第一条 | 目的・発起人の数 | 第七条 | 会社の登記申請 |
| 第二条 | 定款の方式 | 第八条 | 登記申請書の内容 |
| 第三条 | 定款の内容 | 第九条 | 現物出資の過大評価 |
| 第四条 | 商号 | 第九条 a | 会社の賠償請求権 |
| 第四条 a | 会社の所在地 | 第九条 b | 賠償請求権の放棄 |
| 第五条 | 資本金・基本出資 | 第九条 c | 登記の拒絶 |
| 第五条 a | 事業者会社 | 第一〇条 | 商業登記簿への登記・登記の内容 |
| 第六条 | 業務執行者 | 第一一条 | 登記前の法的状態 |
| | | 第十二条 | 会社の公示 |

有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律

同志社法学 六一巻五号 二六一 (一六〇七)

有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律

同志社法学 六一巻五号 二二六二（一六〇八）

第二章 会社と社員の法律関係

第二三条 法人・商事会社

第二四条 出資義務

第二五条 持分の譲渡

第二六条 社員の交替又は資本参加の変更の場合の法的地位、非権限者からの取得

第二七条 削除

第二八条 持分に対する共同の権利

第二九条 基本出資の払込み

第三〇条 延滞利息

第三一条 失権

第三二条 譲渡人の責任

第三三条 持分の競売

第三四条 不足額の払込

第三五条 強行規定

第三六条 追加出資義務

第三七条 無制限の追加出資義務

第三八条 制限付き追加出資義務

第三九条 利益処分

第三〇条 資本金の維持

第三一条 禁止された払戻しの返済

第三二条 利益の返還

第三三条 a 削除

第三二条 b 削除

第三三条 自己持分の取得

第三四条 持分の消却

第三章 代表及び業務執行

第三五条 会社の代表

第三五条 a 営業文書における表示

第三六条 削除

第三七条 代表権の制限

第三八条 選任の撤回

第三九条 業務執行者の登記申請

第四〇条 社員名簿

第四一条 簿記

第四二条 貸借対照表

第四二条 a 年度決算書と状況報告書の提出

第四三条 業務執行者の責任

第四三条 a 会社財産による信用供与

第四四条 業務執行者の代理人

第四五条 社員の権利一般

第四六条 社員の任務の範囲

第四七条 議決

第四八条 社員総会

第四九条 総会の招集

第五〇条 少数社員権

第五一条 招集の形式

第五一条 a 解説請求権及び閲覧権

第五一条 b 解説請求権及び閲覧権についての裁判所の裁判

第五二条 監査役会

第四章 定款の変更

第五三条 定款変更の方式

第五四条 登記申請及び登記

第五五条 資本の増加

第五五条 a 認可資本による資本増加

第五六条 現物出資による資本増加

第五六条 a 新たな資本に対する出資

第五七条 資本増加の登記申請

第五七条 a 登記の拒絶

第五七条 b 削除

第五七条 c 会社財産による増資

第五七条 d 資本準備金および利益準備金の計上

第五七条 e 直近の年度貸借対照表の基礎・その検査

第五七条 f 貸借対照表の要件

第五七条 g 年度貸借対照表の事前の公表

第五七条 h 増資の方法

第五七条 i 増資決議の登記申請と登記

第五七条 j 持分の配分

第五七条 k 端持分・権利の行使

第五七条 l 資本増加への参加

第五七条 m 権利相互の関係・第三者との関係

第五七条 n 新持分の利益参加

第五七条 o 取得価額

第五八条 資本の減少

第五八条 a 簡易な減資

第五八条 b 積立金の取崩額及び資本金減少額

第五八条 c 予定していた額の損失が発生しなかった場合の取り扱い

第五八条 d 利益の配当

第五八条 e 減資の決議

第五八条 f 資本の増加と同時にする資本減少

第五九条 削除

第五章 会社の解散及び無効

第六〇条 解散事由

第六一条 判決による解散

第六二条 行政庁による解散

第六三条 削除

第六四条 支払不能または債務超過による支払責任

第六五条 解散登記の申請

第六六条 清算人

第六七条 清算人の登記申請

第六八条 清算人の署名

第六九条 会社と社員の法律関係

第七〇条 清算人の任務

第七一条 開始貸借対照表・権利と義務

第七二条 財産の分配

第七三条 分配禁止期間

第七四条 清算の結了

第七五条 無効の訴え

第七六条 社員決議による瑕疵の治癒

第七七条 無効の効果

第六章 秩序罰、罰則及び過料に関する規定

第七八条 登記申請義務者

第七九条 強制金

第八〇条 第八一条 削除

第八二条 不実の表示

第八三条 削除

第八四条 損失届出の義務違反

第八五条 守秘義務違反

付録 第二条第一項

第一章 会社の設立

第一条 目的

有限会社は、本法の規定に従い、法律上許されるすべての目的のために、一人以上の者が設立することができる。

第二条 定款の方式

(1) 定款は、公正証書の方式によることを要する。定款には各社員が署名しなければならない。

(1a) 会社は、最高三人の社員と一人の業務執行者を置く場合、簡易な方法で設立することができる。簡易な方法による設立には、付録で定める雛形を使用しなければならない。

い。さらに、法律と異なる規定は定めることができない。雛形は、同時に社員名簿とみなす。その他については、本法の定款に関する規定を準用する。

(2) 代理人による署名は、公証人が作成し又は認証した委任状に基づく場合のみ許される。

第三條 定款の内容

第三條 定款の内容

(1) 定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 会社の商号及び所在地

2. 事業の目的

3. 資本金の額

4. 各社員が資本金に拠出する出資（基本出資）を引き受けた数および持分の額面額

- (2) 企業の存続が一定期間に限定され又は社員が会社に対して資本出資の払込み以外の別の義務を負担するときは、その旨も定款に記載することを要する。

第四条 商号

会社の商号は、商法典第二二条又はその他の法律規定によつて引き続き使用する場合にも、「有限会社」という文字か又は有限会社を短縮した一般的な文字を用いなければならない。

第四条 a 会社の所在地

会社の所在地は、定款で定めた国内の場所とする。

第五条 資本・基本出資

- (1) 会社の資本の額は、少なくとも二五、〇〇〇ユーロでなければならぬ。
- (2) 各持分の額面額は、金額をユーロで表示しなければならない。社員は、会社設立の際に複数の持分を引き受けることができる。
- (3) 各持分の額面額は、異なる額を定めることができる。総持分の額面額の価格は、基本出資と一致しなければならない。
- (4) 現物出資が行われるときは、現物出資の目的物及び現物出資に係る持分の額面額を定款に定めておかなければならない。社員は、現物出資設立報告書において、現物出資のための給付が相当であることについて重要な状況を説明しなければならない。及び事業を会社に出資する場合には、直

有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律

近二営業年度の年度損益を報告しなければならない。

第五条 a 事業者会社

- (1) 第五条第一項による最低資本の額を下回る資本で設立される会社は、第四条と異なり商号中に「(有限責任) 事業者会社」又は「UG (有限責任)」という文字を用いなければならない。
- (2) 第七条第二項と異なり、資本額が全額払い込まれたときに、初めて、登記の申請をすることができる。現物出資は許されない。
- (3) 商法典第二四二条、第二六四条により作成されなければならない年度決算の貸借対照表においては、前年度の損失繰越金額を控除してえた年度剰余金の四分の一を組み入れ、法定準備金として積み立てなければならない。当該積立金は、
1. 第五七条 c の目的のため
2. 前年度の利益繰越額で補填されない限り、当該年度欠損額の補償のため
3. 前年度の年度剰余金で補填されない限り、当該年度の欠損額の補償のために、使用することができる。
- (4) 支払不能のおそれがある場合には、第四九条第三項と異なり、社員総会を招集しなければならない。
- (5) 会社が資本金の額を増加して第五条第一項による最低資本の額に達するか又は超える場合には、第一項から第四

有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律

同志社法字 六一巻五号 二二六六（一六一二）

項までの規定は適用しない。第一項に基づく商号は、引き続いて用いることができる。

第六条 業務執行者

- (1) 会社は、一人以上の業務執行者を置かなければならない。
- (2) 業務執行者は、行為能力に制限のない自然人でなければならない。次に掲げる者は、業務執行者となることができない。
 1. 自己の財産問題の処理に関して全部又は一部の同意の留保（民法第一九〇三条）の対象となる被介助者
 2. 事業目的の全部又は一部がその禁止の対象と一致している限りにおいて、裁判所の判決又は行政庁の執行力のある決定に基づいて、一定の職業、職業部門、営業又は営業部門に従事することを禁じられている者
 3. 次に掲げる一個又は複数の故意によって犯した犯罪により、有罪判決を受けた者
- (a) 破産開始の申立人の地位にある者の不履行（破産の引き伸ばし）
- (b) 刑法典第二八三条ないし第二八三条 d の犯罪（破産犯罪）
- (c) 本法第八二条または株式会社法第三九九条による虚偽の記載
- (d) 株式会社法第四〇〇条、商法典第三三二条又は開示法第

一七条による虚偽説明、又は

(e) 刑法典第二六三条ないし第二六四条 a または第二六五条 b ないし二六六条 a により最低一年の自由刑

この資格剥奪は、判決確定後五年間行われる。犯罪者が官庁の命令により施設に収容されていた期間は、この期間に算入しない。

第二文第三号の規定で掲げた行為と同視できる犯罪により外国で有罪判決を受けた行為は、同文同号の規定を準用する。

- (3) 業務執行者には、社員又はそれ以外の者を選任することができる。選任は、定款又は第三章の規定に従って行う。
 - (4) 定款において社員全員が業務執行者となる権限を有することを定めたときは、その規定を設けたときに会社の構成員であつた者のみを選任された業務執行者とみなす。
 - (5) 故意または重大な過失によって業務執行者になることができないう者に取引の業務の遂行を委ねた社員は、当該受任者が会社に対して存在する自己の義務に違反したことによって生じた損害について会社に対して連帯して責任を負う。
- ## 第七条 登記申請
- (1) 会社は、その所在地を管轄する登記裁判所に商業登記簿への登記を申請しなければならない。
 - (2) 登記申請は、現物出資の合意がない限り、各持分の額面

額が払い込まれた後に初めて行うことができる。基本出資金の四分の一は、少なくとも、払い込み済みの金銭出資の総額と現物出資でなされるべき持分の総額面額とを合わせて第五条第一項による最低資本金の金額の半分になるように払い込まれていなければならない。

(3) 現物出資は、会社が商業登記簿への登記を申請する前に、業務執行者が確定的に自由に処分できるように会社に対して給付されなければならない。

第八条 登記申請書の内容

- (1) 登記申請書には、次の書類を添付しなければならない。
 1. 定款及び第二条第二項の場合には、定款に署名した代理人の委任状又は委任状の認証を受けた謄本
 2. 業務執行者が定款において選任された定めがないかぎり、業務執行者の資格を証明する書面
 3. 社員の氏名、生年月日及び居住地並びに各社員が引き受けた持分の額面額と通し番号が明らかとなる申請人が署名した社員名簿
 4. 第四項の場合には、確定の基礎となり、又はその実行のために締結された契約書及び現物出資設立報告書
 5. 現物出資が合意されている場合には、現物出資の価値が引き受けられた持分の額面額に達していることを証明する書面

6. 削除

有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律

(2) 登記申請書においては、第七条第二項及び第三項に掲げた持分の給付が行われたこと及びその給付の目的物を業務執行者が確定的に自由に処分できることを保証しなければならない。裁判所は、保証の正当性について著しく疑わしい場合には、(別の払込証明書による)証明を要求することができる。

(3) 申請書において、業務執行者は、第六条第二項第二文第二号及び第三号並びに第三文の規定によりその選任を妨げる事情が存在しないこと、及び裁判所に対する無制限の説明義務を負うことについて教示されたことを確認しなければならない。教示は、連邦中央登記簿に関する法律(Bundesregistergesetz) 第五十三条第二項により、書面で行うことができる。教示は、公証人もしくは外国で選任された公証人、これと同視できる法律職の代理人又は領事館の公務員が行うことができる。

- (4) 申請書には、さらに、次の事項を記載しなければならない。
 1. 国内の営業所の住所
 2. 業務執行者の代表権の態様と範囲
- (5) 商法典第一二条第二項の規定は、本法による書類の提出に準用する。

第九条 現物出資の過大評価

- (1) 現物出資の価値が、商業登記簿への会社の登記申請の時

に、現物出資により引き受けた基本出資の額に達していない場合には、その社員はその不足額を金銭で払い込まなければならぬ。その他の請求は妨げられない。

- (2) 前項第一文に基づく会社の請求権は、商業登記簿への会社の登記の日から一〇年で時効により消滅する。

第九条 a 会社の賠償請求権

- (1) 会社設立のために不実の表示が行われたときは、社員及び業務執行者は、連帯債務者として、会社に対し、不足額を払込み、設立費用に含まれなかった報酬を填補し、かつ、その他発生した損害を賠償しなければならない。

- (2) 会社が社員の故意もしくは重大な過失に基づく出資又は設立費用により損害を被ったときは、全社員が、会社に対して連帯債務者として賠償義務を負う。

- (3) 社員又は業務執行者は、賠償義務を理由付ける事実を知らず、かつ、通常の商人の注意を払っても知ることができなかった場合には、この賠償義務を免れる。

- (4) 社員が他人の計算で持分を引き受けたときは、その他人も社員と並んで同様に責任を負う。その者は、自己の計算において行為した社員が知っていたか又は通常の商人の注意を払えば知ることができた事情に関し、自己の不知を主張することができない。

第九条 b 賠償請求権の放棄

- (1) 前条に基づく賠償請求権の会社による放棄又は当該請求

権に関する会社の和解は、その賠償が会社債権者の満足のために必要である限り、無効である。ただし、賠償義務者が支払不能でありかつ破産手続の回避のために会社債権者と和解する場合、又は賠償義務が破産計画書に定められている場合には、この限りではない。

- (2) 前条に基づく会社の賠償請求権は、五年で時効により消滅する。時効の進行は、商業登記簿への会社の登記の日、又は、賠償義務を生ぜしめる行為がその後に行われた場合には、その行為のときから開始する。

第九条 c 登記の拒絶

- (1) 会社の設立及び登記申請が適法になされないときは、裁判所は登記を拒絶しなければならない。現物出資が著しく過大に評価された場合も同様とする。

- (2) 登記裁判所は定款の規定に瑕疵があるか、不備であるか又は無効な規定がある場合には、これらの規定、その不備又はその無効が次のいずれかに関係するときのみ、前項による登記を拒否することができる。

1. 第三条第一項もしくは他の法律上の強行規定に基づいて定款に定めておかなければならないか、又は商業登記簿に登記しなければならないか、又は裁判所に公表しなければならない事実又は法律関係に関係するとき

2. 主として又はとりわけ会社の債権者又はその他の公益を保護する規定に違反するとき、又は、

3. 定款を無効にするとき

第一〇条 登記の内容

(1) 商業登記簿への登記の際は、会社の商号と所在地と国及び国内の営業所の住所、事業の目的、資本の額、定款作成日及び業務執行者に関する属性を登記しなければならない。さらに、業務執行者がいかなる代表権を有するかも登記しなければならない。

(2) 定款に会社の存続期間について定めているときは、その定めも登記しなければならない。会社に対する意思表示及び送達を受領する権限のある者が商業登記簿に登記するために国内の住所で登記申請した場合には、当該受領権限者も登記しなければならない。受領権が商業登記簿から抹消されかつその抹消が公示されるまでは、受領権は、第三者に対して継続するものとみなす。ただし、受領権がないことが第三者に知れた場合には、その限りではない。

(3) 削除

第一一条 登記前の法的状態

(1) 有限会社は、会社の住所の商業登記簿に登記する前には、有限会社として成立しない。

(2) 登記の前に会社の名前で行為がなされた場合には、行為した者が無限にかつ連帯してその責任を負う。

第十二条 会社の公示

法律又は定款の規定が会社による公告に関する定めを設けて

有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律

いる場合には、公告は、電子的連邦官報（会社公告紙）において行われる。定款は、それと同時に、別の公的公告紙又は電子的情報媒体を会社公告紙として定めることができる。定款が、会社の公告を連邦官報で行うことを定めた場合には、公告は、電子式連邦官報で足りる。

第二章 会社と社員の法律関係

第十三条 法人・商社会社

(1) 有限会社は、それ自体独立して権利を有し義務を負う。有限会社は、所有権及びその他土地に関する物権を取得し、裁判所に訴え又は訴えられることができる。

(2) 会社の債務については、会社財産のみが会社債権者に対して責任を負う。

(3) 有限会社は、商法典の意味における商社会社とみなす。

第十四条 出資義務

各持分に対して出資を払い込まなければならない。払い込むべき出資の額は、会社の設立の場合には、定款において定め持分の額面額である。資本金の増加の場合に払い込むべき出資の額は、引受けの表示において確定した持分の額面額である。

第十五条 持分の譲渡

(1) 持分は、譲渡しかつ相続することができる。

(2) 社員がその原始持分のほかにさらに持分を取得するとき、当該取得持分はその独立性を維持するものとする。

(3) 社員が持分を譲渡するには、公正証書によつて締結した契約によることを要する。

(4) 社員が持分譲渡の義務を負う合意も公正証書によらなければならぬ。ただし、この方式によらない合意は、前項に從つて締結された譲渡契約によつて有効になる。

(5) 定款をもつて、持分の譲渡に関する他の要件を加えること、特に会社の承諾を要するものとすることができる。

第一六条 社員の交替又は資本参加の変更の法的地位・

非権限者からの取得

(1) 会社との関係においては、社員の交替又は資本参加の範囲の変更の場合には、商業登記簿に添付した社員名簿（第四〇条）に登録した者だけを、持分の所有者とみなす。取得者が会社との関係について行った法的行為は、社員名簿が法的行為を行った後に遅滞なく商業登記簿に添付された場合には、最初から有効なものとみなす。

(2) 取得者が会社との関係で前項第一文により持分の取得者とみなされたときに出資義務が履行されていない給付については、取得者は譲渡人とともに責任を負う。

(3) 譲渡人が、持分の所有者として商業登記簿に提出された社員名簿に登録された場合には、取得者は持分又は持分に對する権利を法律行為によつて非権限者から有効に取得することができる。ただし、不実の社員名簿が持分の取得の日から三年を経過せず、かつ、この不実が非権限者の責任

でない場合には、この限りでない。さらに、取得者が権限の瑕疵を知っているか、又は、重大な過失によつて知らぬいか、あるいは、社員名簿に異議を留めた場合には、善意取得することができない。異議は、仮処分によるか又は権限に對して申し述べた異議を承認することによつて留めることができる。異議を申し立てる者は、権利が脅かされていることを疎明することを要しない。

第一七条 持分の一部の譲渡（削除）

第一八条 持分に対する共同の権利

(1) 一個の持分が分割されずに複数の共同権利者に属する場合には、共同権利者は、その持分から発生する権利を共同してのみ行使することができる。

(2) 持分に対して行うべき給付について、共同権利者は、連帯して会社に対し責任を負う。

(3) 会社が持分の所持人に対して行うべき法的行為は、共同権利者の共通する代理人がいなくときには、共同権利者の一人のみに對してなされた場合においても有効である。社員の複数の相続人に対しては、相続のときから一カ月を経過した後になされた法的行為に關してのみ、本条の規定を適用する。

第一九条 基本出資の払込み

(1) 持分の払込みは、金銭出資の割合に應じて行わなければ

ならない。

(2) 社員は、出資の履行義務を免れることができない。会社の請求権との相殺は、第五条第四項第一文による出資義務を加えることを合意した財産の引渡しから発生する債権とだけすることができる。現物出資の目的物について、その目的物と関係のない債権を理由に、留置権を主張することはできない。

(3) 社員は、資本減少により資本金が減少した金額を超えない範囲で、出資の履行義務を免れることができる。

(4) 社員の金銭出資が経済的にみてかつ金銭出資の引受けとの関係でなされた合意に基づいて全部又はその一部を現物出資であると評価できる場合には（隠れた現物出資）、社員は、当該出資によつてその出資義務を免除されない。ただし、現物出資に関する契約および契約を実施するための法律行為は無効ではない。財産目的物の価値は、会社の商業登記簿への登記申請のとき、又はこれが遅れて行われた場合には、目的物を会社に引き渡すときに、社員の存続する金銭出資義務に算入する。算入は、会社の商業登記簿への登記申請の前には行われない。目的財産の価格に関する立証責任は社員が負う。

(5) 出資の前に、経済的には出資の払い戻しに相応しかつ前項の意味における隠れた現物出資と判断できない社員に対する払込が合意されたときは、社員は、支払い期限がない

有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律

かもしくは会社による支払い期限のない解約告知によつて支払い期限が到来する全く同価値のある返還請求権によつて当該給付が補填されている場合に限り、当該合意によつてその出資義務が免除される。そのような払込ままたは払込の合意は、第八条に基づく登記申請のときに申告しなければならぬ。

(6) 会社の出資の払込に対する請求権は、発生した取引から一〇年で時効により消滅する。時効は、会社財産に対して破産手続きが開始される場合には、その開始の時から六月を経過した後に行進する。

第二〇条 延滞利息

基本出資につき要求されている金額を適時に払い込まなかつた社員は、法律上当然に遅延利息を支払う義務を負う。

第二一条 失権

(1) 払込みが遅滞した場合には、遅滞社員に対し、支払いをなすべき持分につき権利を失う旨の警告を付けて、一定の猶予期間内に支払いを求めると新たな催告を行うことができる。この催告は書留郵便によつて行う。猶予期間は、少なくとも一カ月でなければならない。

(2) 払込まれることなく期間が経過した後、遅滞社員に対して、当該持分と一部履行された支払いが会社のために失われた旨を宣言しなければならない。この宣言は、書留郵便によつて行う。

(3) 履行未済金額又は後で持分について要求した基本出資額について会社に損失が生じたときは、失権した社員は、会社に対し責任を負う。

第二条 譲渡人の責任

(1) 失権した社員が履行しなかった出資義務については、失権社員との関係で持分の所有者とみなされる、失権社員の直前の譲渡人及びそれ以前の各譲渡人が会社に対して責任を負う。

(2) それ以前の譲渡人は、払込みがその譲受人によってなされるができないときに限り、責任を負う。直前の譲渡人が払込みの催告を受け、かつ、それ以前の譲渡人による事実の通知がなされたときから、一カ月の期間内に取得者が払込みをしない場合には、取得者の払込みの不能が反対の証明がない限り推定されるものとする。

(3) 譲渡人の責任は、五年内に出資義務について要求された給付に限られる。この期間は、譲受人が会社との関係において持分の所有者とみなされた日から進行する。

(4) 譲渡人は、未払込金額の支払いにより、失権社員の持分を取得する。

第三条 持分の競売

譲渡人から未払込金額の支払を受けることができない場合には、会社は、公の競売の方法により、持分を売却することができる。他の方法による売却は、失権社員の同意がある場合に限

り許される。

第四条 不足額の払込

基本出資が支払義務者から取り立てることができず、また、持分の売却によっても填補することができない場合には、他の社員は、その持分の割合に従って不足額を拠出しなければならない。個々の社員から得ることができない金額は、前記の割合に従って残りの社員に分けられる。

第五条 強行規定

社員は、第二一条ないし第四条の規定において定める法律効果を免れることができない。

第六条 追加出資義務

(1) 定款には、社員が持分の額面額のほかに、さらに払込み（追加出資）の要求を決議できる旨を定めることができる。

(2) 追加出資の払込みは、持分の割合に従って行わなければならない。

(3) 追加出資義務は、定款において、持分の割合に従って定められる一定の金額に制限することができる。

第七条 無制限の追加出資義務

(1) 追加出資義務を一定の金額に制限していない場合には、どの社員も、その基本出資を金額払い込んでいる限り、社員が持分の支払いの催告があったときから一月以内に支払金を会社が自由に処分できるようにすることによって、持分に対して要求された追加出資の支払いを免れる権利を有

する。同様に、社員が指示された期間内に与えられた権限を行使せず、また払い込みもしない場合には、会社は、この社員に対し、書留郵便をもって、当該持分を会社の自由な処分に委ねたものとみなすことを宣言することができる。

(2) 会社は、社員又は会社の意思表示があつたときから一月以内に、当該持分を公の競売の方法により売却することができる。他の方法による売却は、当該社員の同意がある場合に限り許される。売却費用及び未払いの追加出資に充当した後の剰余金は、当該社員に帰属する。

(3) 売却により会社が満足を得られなかつたときは、当該持分は会社に帰属する。会社は、当該持分を自己の計算において譲渡することができる。

(4) 持分に対して請求された追加出資が一定の金額を超える場合は、定款において上記の規定の適用を制限することができる。

第二八条 制限付き追加出資義務

(1) 追加出資義務が一定の金額に制限され、定款に別段の定めがないときは、追加出資の払込みの遅滞については、基本出資の払込みに関する第二一条ないし第二三条の規定を準用する。第二七条第四項の場合の無制限の追加出資義務についても、追加出資が定款で定めた金額を超えない限り、同様とする。

有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律

(2) 定款には、支払いにつき第二一条ないし第二三条の規定が適用される追加出資の請求は、基本出資の全額払込を請求する前にもできる旨を定めることができる。

第二九条 利益処分

(1) 社員は、年度利益に繰越利益を加算し、繰越損失を減額した額を、それが法律、定款又は第二項による決議もしくは損益の処分に関する決議により追加的費用に充てるため社員に分配できない場合でない限り、請求する権利を有する。貸借対照表が部分的な損益の処分を考慮して作成され又は準備金を取り崩された場合には、社員は、前文の規定と異なり、貸借対照表利益に対する請求権を有する。

(2) 定款に別段の定めがない限り、社員は、損益の処分の決議において、利益を利益準備金に組み入れ又は繰越利益とすることができる。

(3) 分配は、持分の割合に従って行う。定款において、これと異なる分配の基準を定めることができる。

(4) 業務執行者は、第一項及び第二項及び第三項第二文による異なった利益分配を決議をする場合は別として、監査役又は社員の同意を得て、固定資産及び流動資産の価値回復の自己資本部分、並びに、税法上の利益算定の際に積み立てられた貸方項目で、準備金に属する特別項目として計上することができない自己資本部分を、その他の利益準備金に組み入れることができる。この準備金の金額は、貸借対

照表において区分して計上し、又は付属説明書に記載しなければならぬ。

第三〇条 資本金の維持

(1) 資本金の維持に必要な会社財産は、社員に支払うことはできない。前文の規定は、支配契約又は利益供与契約（株式会社第二九一条）が存在する場合に行われたか又は社員に對する全額の弁済請求権又は返還請求権によつて填補されている給付については適用しない。さらに、第一文の規定は、社員貸付金の返済および社員貸付と経済的に対応する法的行為から発生した債権に對する弁済には適用しない。

(2) 払込みのあつた追加出資は、資本金の欠損を填補するのに必要でない限り、社員に払い戻すことができる。払戻しは、返還決議が第一二条により公告されたときから三カ月が経過する前に行うことはできない。第二八条第二項の場合においては、資本金額の全額の払込み前に追加出資の払戻しは許されない。払い戻された追加出資は、その取立てがなかつたものと見なす。

第三一条 禁止された払戻しの返済

(1) 前条の規定に反してなされた支払は、会社に返還しなければならぬ。

(2) 受領者が善意であつたときは、返還の請求は、会社債権者の満足のために必要な限りにおいてのみ行うことができる。

(3) 受領者から返還を受けることができないときは、会社債権者の満足のために必要な限りにおいて、他の社員が、その持分の割合に従つて返還されるべき金額につき責任を負う。個々の社員から支払いを受けることができない金額は、前記の割合に従つて残りの社員に分けられる。

(4) 上記の規定に基づいてなされるべき支払は、返還義務者に對して免除することができない。

(5) 会社の請求権は、第一項の場合には一〇年、第三項の場合には五年の時効により消滅する。時効は、返還を請求された支払がなされた日から進行する。第一項の場合には、第一九条第六項第二文の規定を準用する。

(6) 第三項の場合になされた支払いの返還については、支払いにつき過失があつた業務執行者は、社員に對し連帶して賠償する義務を負う。第四三条第一項及び第四項の規定を準用する。

第三二条 利益の返還

第三一条第一項に定める要件が存在しないときは、社員は、善意で利益配当として受け取つた金額の返還義務を負わない。

第三三 a (削除)

第三三 b (削除)

第三三 c 自己持分の取得

(1) 会社は、出資がまだ全額払い込まれていない持分を取得

し、又はこれに質権を設定することができない。

- (2) 会社が出資が全額払い込まれている自己持分を取得できるのは、資本金の金額を超えて存在する資産によつて取得され、かつ、資本金又は社員に対する支払いに用いることができないう定款の規定によつて積み立てられるべき準備金を減することなく、商法典第二七二条第四項に定める自己持分のための準備金を積み立てることができる場合に限り得られる。会社が持分に質権を設定できるのは、質権設定により保全される債権の総額、又は、質権が設定された持分の価額が債権の総額よりも低いときは、その持分の価額が資本金の額を超えて存在する資産の額を超過しない場合に限り得られる。第一文及び第二文の規定に違反しても、持分の取得又は持分に対する質権設定は無効とはならない。ただし、禁止に違反する取得又は禁止に違反する質権設定に関する債権的取引は絶対無効とする。

- (3) 自己持分の取得は、さらに、組織変更法第二九条第一項、同条同項との関連における第一二二条第一項第二文、第一二五条第一項及び第二〇七条第一項第一文による社員への補償のために行うことができる。ただし、この取得が組織変更の効力の発生又は裁判所の決定の確定したときから六カ月以内に行われ、かつ、会社が資本金又は社員に対する支払いに用いることができないう定款で定めた準備金を減することなく、商法典第二七二条第四項に定める自己持分

有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律

のための準備金を積み立てることができる場合に限り得る。

第三四章 持分の消却

- (1) 持分の消却は、定款において認めている場合に限り行うことができる。
- (2) 持分権利者の同意のない消却は、当該権利者が持分を取得する前に定款に消却の要件が定められていた場合に限り、これを行うことができる。
- (3) 第三〇条第一項の規定の適用は妨げられない。

第三章 代表及び業務執行

第三五条 業務執行者による代表

- (1) 会社は、業務執行者によつて裁判上及び裁判外で代表される。会社に業務執行者がいないとき（執行者の不存在）には、会社に対する意思表示を受領するか又は書面を受領する場合には、社員が会社を代表する。

- (2) 複数の業務執行者が選任された場合には、すべての者が共同してのみ会社を代表する権限を有する。ただし、定款が別段の定めをしている場合にはこの限りではない。会社に対し意思表示を行うべき場合には、前項の規定に基づき会社の代表者の一人に対しても意思表示をすれば足りる。意思表示は、前項の規定に基づく会社の代表者に対して商業登記簿に登録した営業所の住所に表明し、かつ、会社に対

して書面を送付することができる。右の表明と送付は、前文の方式とは別に、第一〇条第二項第二文に基づいて受領権限者の登記されている住所に対して行うこともできる。

- (3) 会社の全持分を一人の社員又は一人の社員と会社が所有し、かつ、当該社員が同時に唯一の業務執行者である場合には、その社員と会社との間の法律行為には民法第一八一条を適用する。その者とその者が代表する会社との間の法律行為については、当該者が唯一の業務執行者でない場合においても、当該行為をした後に遅滞なく書面に記録しなければならぬ。

第三五条 a 営業文書における表示

- (1) 特定の名宛人に対する営業文書においては、会社の法形式及び所在地、会社の所在地の登記裁判所、会社の商業登記簿上の登記番号並びに全業務執行者、及び会社が監査役会と監役会会長を設置している場合には、当該監査役会会長の姓及び少なくとも一つの完全な名を記載しなければならぬ。会社の資本に関する表示がなされた場合には、資本金の金額を表示し、又金銭出資の一部について払込みがなされていない場合には、未払込出資金の総額を常に表示しなければならぬ。

- (2) 前項第一文による表示は、既存の取引関係によって生じ、かつ、個別取引において特に必要事項を書き加えた常用の書式用紙を用いてなされる通知又は報告には必要でない。

い。

- (3) 注文書は、第一項の意味における営業文書とみなす。注文書には前項の規定は適用しない。

- (4) 外国に住所を有する有限会社の支店が使用するすべての営業文書並びに注文書には、その支店を管轄する登記所及び登記番号を記載しなければならず、その他の点については、外国法が異なつた取扱いを不要とする限り、本店及び支店に関する表示に、第一項から第三項までの規定を適用する。外国会社が清算中である場合には、その事実及びすべての清算人について記載しなければならない。

第三六条（削除）

第三七条 代表権の制限

- (1) 業務執行者は、会社に対して、会社代表権の範囲について、定款又は定款に別段の定めがない場合には、社員総会決議によって決定した制限を遵守する義務を負う。

- (2) 業務執行者の会社代表権について付された制限は、第三者に対して法的効力を有しない。特に、この規定は、代表権が特定の行為もしくは特定の種類の行為にのみ与えられている場合もしくは代表権が特定の状況、期間もしくは場所においてのみ行使されるべき場合、又は特定の行為について社員もしくは会社のある機関の同意を要する場合に適用される。

第三八条 選任の撤回

(1) 業務執行者の選任は、何時でも撤回することができる。ただし、既存の契約に基づく損害賠償請求は妨げられない。

(2) 定款において、重大な事由がある場合に限り選任を撤回できると定めることができる。特に、著しい義務違反又は通常の経営能力の欠如は、重大な事由とみなされる。

第三九条 業務執行者の登記申請

(1) 業務執行者の属性について生じたすべての変更及び業務執行者の代表権の終了は、商業登記簿に登記するために登記申請しなければならない。

(2) 登記申請書には、業務執行者の選任又は代表権の終了に関する証書の原本もしくは公に認証された謄本を添付しなければならない。

(3) 新たに選任された業務執行者は、登記申請書において、第六条第二項第二文第二号及び第三号並びに第三項の規定に基づく自己の選任を妨げる事情が存在しないこと、並びに、裁判所に対し無制限の情報提供義務を負うことについて教示されたことを確認しなければならない。第八条第三項第二文の規定を準用する。

第四〇条 社員名簿

(1) 業務執行者は、社員の属性のすべての変更又は社員の資本参加の範囲の変更の効力が生じたときから、遅滞なく、

有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律

社員の氏名、生年月日、住所及び各社員が引き受けた持分の額面額及び通し番号を記載した社員名簿に署名をしてこれを商業登記簿に提出しなければならない。業務執行者による名簿の変更は、通知と証明によって行われる。

(2) 公証人が前項第一文の規定に基づく変更に協働した場合には、変更の効力が発生したときから遅滞なく、発生するかもしれない無効事由にかかわりなく、業務執行者に代わって社員名簿に署名し、これを商業登記簿に提出し、変更した名簿の謄本を会社に送付しなければならない。社員名簿は、変更した登記が協働で行った変更に対応したものであること、及び、その他の登記が商業登記簿に記載した直近の社員名簿の内容と合致している旨の公証人の証明を付記しなければならない。

(3) 第一項の規定に基づく義務に違反した業務執行者は、資本参加を変更した者及び会社債権者に対して発生した損害を連帯債務者として賠償しなければならない。

第四一条 簿記

業務執行者は、正規の簿記に従い会社の簿記を行う義務を負う。

第四二条 貸借対照表

(1) 商法典第二四二条及び第二六四条に基づいて作成すべき年度決算書の貸借対照表においては、資本金の金額を引受済資本金として表示しなければならない。

同志社法学 六一巻五号 二七七 (一六三三)

- (2) 社員に対する会社の追加出資請求権は、追加出資が既に決議され、かつ、持分を委付して追加出資の履行を免れる権利が社員に与えられていない場合に限り、貸借対照表において資産計上しなければならない。追加出資されるべき金額は、支払いを予定することができる限りにおいて、借方の債権の項に区分して「請求済追加出資」と表示しなければならぬ。この資産項目に対応する金額は、貸方の「資本準備金」の項に区分して表示しなければならない。

- (3) 社員に対する貸付金、債権及び債務は、原則として、それぞれ区分して表示するか又は付属説明書に記載しなければならない。これらの事項が別の項目の下で表示されたときは、その内容を付記しなければならない。

第四二条 a 年度決算書と状況報告書の提出

- (1) 業務執行者は、年度決算書と状況報告書をその作成後に、当該年度決算書の確定のために遅滞なく社員に提出しなければならない。年度決算書が決算検査役の監査を受けなければならない場合には、業務執行者は、年度決算書を状況報告書と決算検査役の監査報告書と共に監査報告書を受領した後に遅滞なく社員に提出しなければならない。会社が監査役会を設置している場合には、監査役会の監査結果に関する報告書を同様に遅滞なく提出しなければならない。

- (2) 社員は、遅くとも営業年度終了後八カ月以内に、また小

- 会社（商法典第二六七条第一項）にあつては一一カ月以内に、年度決算書の確定と利益処分案を決議しなければならない。定款をもってこの期間を延長することはできない。年度決算書については、これを確定する場合その作成に適用された規定を適用する。

- (3) 決算検査役が年度決算書を監査したときは、当該決算検査役は、社員の請求があるときは、年度決算書の確定の審議に参加しなければならない。

- (4) 会社がコンツェルン年度決算書とコンツェルン状況報告書の作成を義務づけられている場合には、第一項ないし第三項までの規定を準用する。商法典第三二五条第二項に基づく単独決算書について、社員がその公表を決議した場合にも同様とする。

第四三条 業務執行者の責任

- (1) 業務執行者は、会社の業務を行うに際し通常の商人の注意を払わなければならない。
- (2) 自己の義務に違反した業務執行者は、会社に対し連帯して発生した損害について責任を負う。

- (3) 業務執行者は、特に第三〇条の規定に反して資本金維持のために必要な会社の財産をもって支払を行い、又は、第三三条の規定に反して会社の自己持分を取得した場合に、損害賠償の義務を負う。この損害賠償請求権には、第九条 b 第一項の規定を準用する。会社債権者を満足させる

ための賠償が必要である限り、業務執行者は、社員の決議に従って行動したことによってその義務を免除されない。

(4) 上記の規定に基づく請求権は、五年で時効により消滅する。

第四三条 a 会社財産による信用供与

業務執行者、その他の法律上の代表者、支配人又は営業全般について授權された商事代理人に対して、資本金の維持に必要な会社財産をもって信用を供与してはならない。前文の規定に反してなされた信用供与は、違反する合意とかわりなく、直ちに返還しなければならない。

第四四条 業務執行者の代理人

業務執行者に関する規定は、業務執行者の代理人にも適用する。

第四五条 社員の権利一般

(1) 会社の業務、特に業務の執行に関する社員の権利及びその行使は、法律の規定に違反しない限り、定款の定めに従う。

(2) 定款に別段の定めがない場合には、第四六条ないし第五一条の規定を適用する。

第四六条 社員の任務

以下の事項は、社員が決定する。

1. 年度決算書の確定及び損益の処分

1a 国際会計基準に基づく単独決算書の公表（商法典第三

有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律

二五条第二項 a）及び業務執行者が作成した決算書の承認に関する決定

1b 業務執行者が作成した交互計算決算書の承認

2. 出資の請求

3. 追加出資の払戻し

4. 持分の分割、併合及び消却

5. 業務執行者の選任及び解任並びにその責任の解除

6. 業務執行の監査および監視のための措置

7. 支配人及び営業全般に関する商事代理人の選任

8. 設立又は業務執行から生じた業務執行者又は社員に対する会社の損害賠償請求権の行使、及び会社が業務執行

者に対して提起すべき訴訟における会社の代表

第四七条 議決

(1) 社員が会社の業務のためにすべき決定は、行使された議決権の過半数をもってする決議による。

(2) 持分一ユニットごとに一個の議決権を与える。

(3) 代理権が有効であるためには、書面によらなければならない。

(4) 決議により責任を免除され又は債務を免れる社員は、その決議について議決権を持たず、また、議決権を他人が代わって行使することができない。社員に対して法律行為を行う、又は訴えを開始するかもしくは終結することに関する決議についても同様とする。

同志社法学 六一巻五号 二二七九（二六二五）

第四八条 社員総会

- (1) 社員の決議は、総会においてなされる。
- (2) 総社員が行うべき決定又は議決権の書面による行使に同意することを書面によって表明した場合には、総会の開催を必要としない。
- (3) 会社の全持分を一人の社員又は一人の社員と会社が所有する場合には、当該社員は、決議の後に遅滞なく議事録を作成し、それに署名しなければならない。

第四九条 総会の招集

- (1) 社員総会は業務執行者が招集する。
- (2) 社員総会は、明定された場合のほか、会社の利益のために必要と思われる場合に招集しなければならない。
- (3) 特に、年度貸借対照表又は営業年度中に作成された貸借対照表上、資本金の半額を喪失したことが判明した時は、遅滞なく総会を招集しなければならない。

第五〇条 少数社員権

- (1) 合計して資本金の少なくとも十分の一に相当する持分を有する社員は、目的と理由を示して総会の招集を請求する権利を有する。
- (2) 社員は、同じ方法で、総会の決議事項について通知することを求める権利を有する。
- (3) 請求が容れられないか又は請求の名宛人が存在しない場合は、第一項に掲げる社員は、事情を告げて自ら招集し

又は通知することができる。総会は、会社がこれによって発生した費用を負担すべきかどうかを決議する。

第五一条 招集の形式

- (1) 総会の招集は、書留郵便によって、社員を招いて行う。招集は、少なくとも一週間の期間において行わなければならない。
- (2) 総会の目的は、招集の際に常に通知しなければならない。
- (3) 総会が正規に招集されなかったときは、総社員が出席した場合に限り、決議を行うことができる。
- (4) 総会の遅くとも三日前までに招集に関する所定の方法で通知されなかった事項に関する決議についても、同様とする。

第五一条 a 解説請求権及び閲覧権

- (1) 業務執行者は、いずれの社員に対しても、その請求があったときは、遅滞なく会社の業務に関し説明し、かつ、帳簿および書類の閲覧を認めなければならない。
- (2) 業務執行者は、社員が解説と閲覧を会社と関係のない目的に使用し、かつ、それにより会社又はある結合企業に重大な不利益を与える恐れがある場合には、その解説と閲覧を拒むことができる。拒絶には社員の決議が必要である。
- (3) 定款をもって上記の規定と異なる定めをすることができる。ない。

第五条 b 解説請求権及び閲覧権についての裁判所の裁判

解説請求権及び閲覧権に関する裁判所の裁判については、株式会社第一三二条第一項及び第三項ないし第五項の規定を準用する。この裁判の申立権者は、要求した解説が与えられず、又は求めた閲覧が許されなかったすべての社員である。

第五二条 監査役会

(1) 定款の規定によって監査役会を設置すべき場合には、定款に別段の定めがない限り、株式会社第九〇条第三項、第四項、第五項第一文と第二文、第九五条第一文、第一〇〇項第一項と第二項第二号、第一〇一条第一項第一文、第一〇三条第一項第一文と第二文、第一〇五条、第一一〇条ないし第一一四条の規定並びに第九三条第一項と第二項に関連する第一一六条、第一七〇条、第一七一一条の規定を準用する。

(2) 監査役員が会社を商業登記簿に登録する前に選任されたときは、株式会社第三七条第四項第三号及び第三号 a の規定を準用する。業務執行者は、監査役員の属性のすべての変更について、遅滞なく、役員の氏名、職歴および住所が明らかになる監査役員名簿を商業登記簿に提出しなければならない。登記裁判所は、商法典第一〇一条に基づき、当該名簿が商業登記簿に提出されたことを公示しなければならぬ。

(3) 任務違反に基づく監査役員に対する損害賠償請求権は、

有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律

五年で時効により消滅する。

第四章 定款の変更

第五三条 定款変更の方式

(1) 定款の変更は、社員の決議によってのみ行うことができる。

(2) 決議は、公正証書にしなければならない。かつ、この決議は、行使された議決権の四分の三の多数が必要である。定款をもって、その他の要件を定めることができる。

(3) 定款で定めた社員に対する給付の負担を増加する決議は、関係する社員全部の同意がある場合に限り、行うことができる。

第五四条 定款変更の登記申請及び登記

(1) 定款の変更は、商業登記簿に登録するために申請しなければならない。当該申請書には、定款の全文を添付しなければならない。定款には、変更された定款の規定が定款変更決議と合致し、かつ、変更されなかった規定が商業登記簿に提出された直近の定款の全文と合致する旨の公証人の証明を付さなければならない。

(2) 登記には、定款変更が第一〇一条に掲げた事項に関しない限り、登記裁判所に提出した変更に関する証書を引用すれば足りる。

(3) 定款変更は、会社の所在地の商業登記簿に登録されるま

同志社法学 六一巻五号 二八一 (一六二七)

では、法的効力を有しない。

第五五条 資本の増加

- (1) 資本の増加が決定された場合には、増加資本に対する各持分の引受けには、公証人が作成又は認証した引受人の意思表示が必要である。

- (2) 会社は、従来の社員又は引受けにより会社に参加する意思を表明した第三者が持分を引受けすることを承認することができる。後者の場合には、持分の額面額のほか、加入者が定款により義務を負うその他の給付についても前項に掲げた証書において明示しなければならない。

- (3) すでに会社の構成員になっている社員が増加資本に対する持分を引き受けた場合には、当該社員は、さらに一個の持分を取得する。

- (4) 持分の額面額に関する第五五条第二項及び第三項の規定ならびに会社の出資の払込請求権の消滅時効に関する第九一条第六項の規定は、増加資本について引受けられた持分についても適用する。

第五五条 a 認可資本

- (1) 定款は、会社の登記後最高五年間出資と引き替えに新持分の発行によって資本を一定の額（認可資本）まで引き上げることを業務執行者に授權することができる。認可資本の券面額は、授權のときに存在する資本の半分を超えることができない。

- (2) 授權は、登記後最高五年間定款変更によって付与することもできる。

- (3) 授權が現物出資について定める場合に限り、現物出資（五六条）と引き替えに持分を発行することができる。

第五六条 現物出資による資本増加

- (1) 現物出資が給付される場合には、現物出資に関してその目的物及び現物出資による持分の券面額を資本の増加決議において定めていなければならない。この確定は、第五五条第一項が定める引受人の意思表示において表示しなければならない。

- (2) 第九条及び第一九条第二項第二文および第四項の規定を準用する。

第五六条 a 新たな資本に対する出資

- 新たな資本に対する出資の履行については、第七條第二項第一文及び第三項及び第一九條第五項の規定を準用する。

第五七条 資本増加の登記申請

- (1) 決議された資本の増加は、その増加資本について持分の引き受けがなされた後に、商業登記簿に登録するため申請しなければならない。

- (2) 当該申請書においては、新たな資本に対する出資が第七條第二項第一文及び第三項に従ってなされたこと、及び出資の目的物が確定的に業務執行者の自由な処分委ねられていることを保証しなければならない。第八條第二項第二

文の規定を準用する。

(3) 申請書には次の書類を添付しなければならない。

1. 第五十五条第一項に掲げた意思表示又はその認証のある
謄本

2. 申請人が署名した新持分の引受人名簿。この名簿には、
各人が引き受けた持分の券面額を明記しなければならない
い。

3. 現物出資による資本増加の場合には、第五六条による
確定の基礎となり又はその履行のために締結された契約
書

(4) 資本増加を商業登記簿に登記するため申請した業務執行
者の責任については、第九条a第一項及び第三項並びに第
九条bの規定を準用する。

第五七条 a 登記の拒絶

登記裁判所による登記の拒絶については、第九条c第一項の
規定を準用する。

第五七条 b (削除)

第五七条 c 会社財産による増資

(1) 資本は、準備金を資本に組み入れることにより増加する
ことができる(会社財産による増資)。

(2) 資本の増加は、増資決議の前に終了した直近の営業年度
に関わる年度決算書(直近年度決算書)が確定し、かつ、

有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律

損益処分決議がなされた後にはじめて決議することができる。

(3) 資本の増加決議は、貸借対照表に基づいて行わなければ
ならない。

(4) 定款の変更に関する第五三条及び第五四条のほか第五七
条dないし第五七条oを適用する。

第五七条 d 資本準備金および利益準備金の計上

(1) 資本に組み入れられるべき資本準備金及び利益準備金
は、直近の年度貸借対照表において、及び決議が別の貸借
対照表に基づいている場合には、当該貸借対照表において
も、「資本準備金」もしくは「利益準備金」の項目に計上し、
又は年度損益処分に関わる直近の決議において、これらの
準備金に組み入れることを明示しなければならない。

(2) 準備金は、基礎となった貸借対照表に損失繰越金を含む
損失が計上されている限り、資本に組み入れることができ
ない。

(3) 特定の目的に使用するために定められた利益準備金は、
その目的の定めに合致する限り、資本に組み入れることが
できる。

第五七条 e 基礎となる直近の年度貸借対照表・検査

(1) 直近の年度貸借対照表が検査を受け、かつその確定した
年度貸借対照表に決算検査役によって無限定の確認が付記
され、かつ、貸借対照表の基準日が決議を商業登記簿に登

同志社法学 六一巻五号 二八三(一六二九)

記するための申請前八カ月以内である場合には、その年度貸借対照表を決議の基礎とすることができる。

- (2) 商法典第二六七条第三項の意味における大会社でない会社の場合には、検査は宣誓帳簿検査役が行うこともできる。決算検査役は、社員総会によって選任しなければならない。

第五七条 f 貸借対照表の要件

- (1) 直近の年度貸借対照表が決議の基礎とされない場合は、貸借対照表は、年度貸借対照表の項目分類及び年度貸借対照表における財産評価に関する規定に従わなければならない。貸借対照表の基準日は、決議を商業登記簿に登録するために申請する日から八カ月以内であればよい。

- (2) 貸借対照表は、資本金の増加決議を行うまでに、それが前項の規定に適合しているかどうかについて、一人以上の検査役による検査を受けなければならない。検査の最終結果について異議がない場合は、検査役はその旨を付記して確認しなければならない。検査役によるこの確認がなければ、資本金の増加を決議することができない。

- (3) 検査役は社員が選任する。他の検査役が選任されない場合には、直近の年度決算書の監査のために社員が選任したか、又は裁判所が選任した検査役が選任されたものとみなす。検査契約の特殊性から別段の事情が生じない限り、その他の点については、商法典第三一八条第一項第二文、第

三一九条第一項ないし第四項の規定、第三一九条 a 第一項、第三二〇条第一項第二文及び第二項、第三二二条並びに第三二三条の規定を適用する。商法典第二六七条第三項の意味における大会社でない会社の場合には、宣誓帳簿検査役もまた検査役に選任することができる。

第五七条 g 年度貸借対照表の事前の公表

社員に対する年度決算書の事前の公表に関する定款の定めは、前条の場合に準用する。

第五七条 h 増資の方法

- (1) 増資は、第五七条第二項の場合を除いて、新持分の形成又は持分の額面額の引き上げによって行うことができる。新持分及び額面額の引上げ後の持分は、ユーロで表示される金額を表記しなければならない。

- (2) 資本増加の決議は、増加の方法を定めなければならない。増資が持分の額面額の引き上げによって行われるべき場合に限り、増資は、持分の額面額の引き上げにより補填できない額が、額面額が引き上げられる持分に割り当てられることがないように定めなければならない。

第五七条 i 増資決議の登記申請と登記

- (1) 資本増加の決議を商業登記簿に登録するための申請書には、増資の基礎となり検査役の確認の付記のある貸借対照表を添付し、さらに第五七条 f の場合には、商法典第三二五条第一項の規定によって提出されていない限り、直近の

年度貸借対照表も添付しなければならない。申請者は、自己の知る限りにおいて、基礎とされた貸借対照表の基準日の日から登記申請の日までに登記申請の日に決議がされていたならば増資を妨げたであろう財産の減少が生じなかった旨を登記裁判所に対して表明しなければならない。

(2) 登記裁判所は、増資の基礎となる貸借対照表が申請前八カ月以内の日に作成され、かつ、前項第二文による表明がなされた場合にのみ、決議を登記することができる。

(3) 登記裁判所は、貸借対照表が法律の規定に適合しているかどうか検査する義務を負わない。

(4) 決議の登記に際しては、会社財産による増資である旨を表示しなければならない。

第五七条 j 新持分の配分

新持分は、従前の持分の割合に従って社員に帰属する。これに反する社員の決議は絶対無効とする。

第五七条 k 端持分・権利の行使

(1) 増資により一個の持分に対して一個の新持分の一部分だけを割り当てる場合には、この端持分は、独立して譲渡しかつ、相続することができる。

(2) 新持分に基づく権利は、新持分に関する証書の発行請求権も含めて、合わせて一個の完全な持分になる端持分を一人の者が所有するか、又は端持分が合わせて一個の完全な持分となるように複数の権利者が共同して権利を行使する

有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律

ために統合する場合（第一八条）に限り、これを行使することができる。

第五七条 l 資本増加への参加

(1) 自己持分は、資本の増加に参加する。

(2) 一部払込済の持分は、自己の券面額に応じて資本額の増加に参加する。増資は、一部払込済の持分の場合には、その持分の額面額の増加によってのみ行うことができる。一部払込済の持分と全額払込済の持分が併存している場合には、増資は、両者においてその持分の額面額の引き上げ及び新持分の形成によって行うことができる。額面額の引き上げ後の持分は、ユーロで表示された金額を表記することができる。

第五七条 m 権利相互の関係・第三者との関係

(1) 持分と結びついた権利の相互の関係は、増資によって影響を受けない。

(2) 一部払込済の持分の個々の権利、特に利益参加権又は議決権が各々の持分について給付した出資額に従って定まる場合には、これらの権利は、未払込の出資金に対して給付されるまでは、給付済の出資額に従ってのみ社員に帰属する。この額は、資本の券面額に対する資本の増加額の百分率に応じて増加する。さらに払込みがなされた場合は、これらの権利は払込額に従って拡大する。

(3) 会社の利益処分、持分もしくは資本の券面額もしくは価値

同志社法学 六一巻五号 二八五 (一六三二)

額又はその他の従前の資本割合もしくは利益割合に依存する会社と第三者との契約上の関係の経済的内容は、増資によって影響を受けない。

第五七条 n 新持分の利益参加

(1) 新持分は、別段の定めがない場合は、資本の増加が決議された営業年度全体の利益に参加する。

(2) 資本の増加決議において、新持分が増資の決議前に終了した直近の営業年度の利益にも参加する旨を定めることができる。この場合には、資本の増加は、第五七条 c 第二項の規定とは異なり、当該決議前に終了した直近の営業年度の損益の処分に關する決議が行われる前に決議しなければならぬ。増資の決議前に終了した直近の営業年度の損益の処分に關する決議は、資本が増加した場合にはじめて有効となる。資本の増加決議及び増資の決議前に終了した直近の営業年度の損益の処分に關する決議は、増資決議がその決議の日から三カ月以内に商業登記簿に登記されない場合は、絶対無効とする。取消もしくは無効の訴えが係属している間又は増資について申請された国の認可が与えられない間は、この期間の進行は停止する。

第五七条 o 取得価額

資本の増加の前に取得した持分の取得価が額面額の割合に応じてこの取得した持分およびこれに割り当てられる新持分に配分された場合における各持分の金額は、資本の増加の前に取得

した持分及び当該持分に割り当てられる新持分の取得価額とみなす。持分の増加は取得として計上することができない。

第五八条 資本の減少

(1) 資本の減少は、以下の規定に従つてのみ行うことができる。

1. 資本の減少決議については、業務執行者は、会社公告紙に三回にわたり公告しなければならない。この公告には、同時に、会社の債権者に対し会社に届け出るよう催告しなければならない。会社の商業帳簿又は他の方法により知れたる債権者に対しては、各別に通知をして届出を催告しなければならない。

2. 会社に届出をし、かつ、資本減少に同意しない債権者に対してはその請求権を満足させ又は担保を提供しなければならない。

3. 商業登記簿への資本減少の登記の申請は、債権者への第三回目の届出催告の公告を行った日から一年を経過する前に行うことはできない。

4. 登記申請と共に、決議の公告を提出しなければならない。業務執行者は、同時に、会社に届出て、かつ、資本減少に同意しなかった債権者が満足できたか又は担保が与えられたことを保証しなくてはならない。

(2) 資本金の最低額に關する第五条第一項の規定は、その適用を妨げられない。資本減少が、出資の払戻し又は出資の

履行の免除のために行われる場合には、減少後の持分の額面額は、第五条第二項及び第三項で定める金額を下回るることができない。

第五八条 a 簡易な減資

(1) 価値の低下を解消し又はその他の損失を補填するために役立つべき資本の減少は、簡易な減資として行うことができる。

(2) 簡易な減資は、合計して減資後の資本の一〇〇分の一を超える資本準備金及び利益準備金の一部分をあらかじめ取り崩した後でのみ行うことができる。簡易な減資は、繰越利益がある限り行うことができない。

(3) 簡易な減資の決議において、持分の額面額は減少した資本に一致させなければならない。持分はユーロで表示した金額で表記しなければならない。

(4) 資本は、資本減少と同時に決議され、かつ、現物出資によらない増資によって回復する場合には、第五条第一項で定める最低額面額を下回る減資をすることができる。決議は、決議の日から三カ月以内に商業登記簿に登録されない場合には、絶対無効とする。取消もしくは無効の訴えが係属中であり、又は減資もしくは増資について申請した国の認可が得られるまでの間は、この期間の進行は停止する。これらの決議は、一緒に商業登記簿に登録しなければならない。

有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律

(4) 定款の変更に関する第五三条及び第五四条のほか第五八条 b ないし第五八条 f までの規定を適用する。

第五八条 b 積立金の取崩額および資本の減少額

(1) 資本準備金又は利益準備金の取崩額及び減資により得られた払戻し額は、価値の低下を解消し及びその他の損失を補填するためにのみ使用することができる。

(2) そのほか、これらの金額は、資本準備金が資本の一〇〇分の一を超えない限り、資本準備金に組み入れることができる。その場合には、減資後の券面額が資本の金額とみなされる。ただし、第五条第一項が定める最低額を下回ることができない。

(3) 前項の規定に基づいて資本準備金に組み入れられた金額は、減資の決議の日から五年を経過する前に開始する営業年度においては、次の目的のためにのみ使用することができる。

1. 当年度度の損失額が、前年度からの繰越利益によって補填することができずかつ利益準備金の取崩によっても解消することができない場合は、その当年度度の損失額の補填

2. 前年度からの繰越損失が、当年度度剰余金によって補填することができずかつ利益準備金の取崩によっても解消することができない場合は、その繰越損失の補填

3. 会社財産による増資

第五八条 c 予定していた額の損失が発生しなかった場合の取り扱い

減資について決議された営業年度又はその後の二営業年度の年度貸借対照表の確定の際に、価値の減少及びその他の損失が、実際にはその決議において定めていた金額で発生しないか又は補填されなかったことが判明した場合は、その差額は、資本準備金に組み入れなければならない。前文に基づいて資本準備金に組み入れられた金額には、第五八条 b 第三項の規定を準用する。

第五八条 d 利益の配当

- (1) 減資の決議の日から五年を経過する前に開始する営業年度においては、資本準備金及び利益準備金が合わせて資本の一〇〇分の一〇に達する場合に限り、利益を配当することができる。その場合、減資後の券面額が資本とみなされる。ただし、第五條第一項が定める最低額を下回することはできない。
- (2) 資本の一〇〇分の四を超える利益持分の支払いは、減資決議のときから二年を経過した営業年度にはじめて行うことができる。ただし、決議の登記の公告前に発生した債権の債権者が、利益分配の決議の基礎となった年度決算書の公告の日から六カ月以内に届け出て、弁済又は担保の提供を受けた場合には、この限りでない。倒産手続きの場合に、債権者保護のために法律の規定に基づいて形成され、か

つ、債権者が国が監督する補填財団から優先的に弁済を受ける権利を有する場合には、債権者に担保を提供する必要はない。債権者に対しては、商法典第三二五條第二項の規定による公告において、弁済又は担保の提供について指示しなければならない。

第五八条 e 減資の決議

- (1) 資本、資本準備金及び利益準備金は、減資決議の直前に終了する直近の営業年度の年度決算書において減資後に存在すべき金額で表示することができる。ただし、年度決算書が社員決議以外の方法で確定された場合には、この限りではない。
- (2) 年度決算書の確定決議は、減資決議と同時に行わなければならない。
- (3) 減資決議が決議の日から三カ月以内に商業登記簿に登録されない場合には、その決議は絶対無効とする。取消もしくは無効の訴えが係属中であるか、又は減資について申請した国の認可が得られるまでの間は、この期間の進行は停止する。
- (4) 年度決算書は、減資の決議が登記されてはじめて、商法典第三二五條に従って開示することができる。

第五八条 f 資本金の増加と同時に資本減少

- (1) 第五八条 e の場合において、資本減少と同時に資本増加が決議されたときは、年度決算書における資本増加も実行

されたものと考慮することができる。決議は、新持分が現物出資によらずに引き受けられ、かつ、各新持分に対して増資決議の登記申請のときに第五六条aの規定によって効力を発生すべき払込がなされた場合に限り、行うことができる。引受けおよび払込は、資本金の増資決議を認証した公証人に対し証明しなければならない。

(2) 減資および増資決議は、その決議が商業登記簿に登記した日から三カ月以内に登記されない場合には、絶対無効とする。取消もしくは無効の訴えが係属中であるか又は減資もしくは増資について申請した国の認可が得られるまでの間は、この期間の進行は停止する。両決議は、一緒に商業登記簿に登記しなければならない。

(3) 年度決算書は、増資および減資決議が登記された後にはじめて、商法典第三二五条に従って開示することができる。

第五九条 (削除)

第五章 会社の解散及び無効

第六〇条 解散事由

- (1) 有限会社は、次の事由により解散する。
 1. 定款に定めた期間の満了
 2. 社員の決議。この決議は、定款に別段の定めがない限り、行使された議決権の四分の三の多数が必要である。

有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律

3. 第六一条及び第六二条の場合における裁判所の判決又は行政裁判所もしくは行政庁の決定

4. 破産手続の開始。この手続きが破産者の申し立てにより停止されるか又は会社の存続を定めた破産計画の承認が廃棄された場合は、社員は、会社の継続を決議することができる。

5. 破産手続きの開始を破産財団の不足のために拒否した既判力のある決定

6. 非訟事件手続法第一四四条aに基づいて定款の瑕疵を確定する登記裁判所の既判力のある処分

7. 非訟事件手続法第一四四条aによって無資力を理由とする会社の抹消

(2) 定款には、さらなる解散事由を定めることができる。

第六一条 判決による解散

(1) 会社の目的の達成が不可能となった場合、又はその他会社の事情において解散すべき重大な理由がある場合には、裁判所の判決によって会社を解散させることができる。

(2) 解散の訴えは、会社に対して提起しなければならない。この訴えは、持分を合わせて資本金の少なくとも一〇分の一に達する社員のみが提起することができる。

(3) この訴えについては、会社の所在地を管轄する地方裁判所が専属管轄権を有する。

第六二条 行政庁による解散

- (1) 社員が違法な決議をするか、又は業務執行者の違法行為を知りつつこれを行わせることよつて会社が公共の福祉を脅かす場合には、補償請求権を認めることなく会社を解散させることができる。
- (2) 行政庁の手続き及び管轄は、行政訴訟事件について州法上適用される規定に従う。

第六三条 (削除)

第六四条 支払不能または債務超過による支払責任

業務執行者は、会社の支払不能の発生又は会社の債務超過の確定後に給付された支払いに対し会社に賠償義務を負う。この義務は、その時に通常の商人の注意を払つて行なつた支払いに適用しない。業務執行者は、社員に対する支払いが会社の支払不能をもたらしたに違ひない場合に限り、当該支払いについて同様な義務を負う。ただし、第二文において定める注意義務を尽くしても認識することができなかつた場合には、この限りではない。賠償請求権については、第四三条第三項及び第四項の規定を準用する。

第六五条 解散の登記申請と登記

- (1) 会社の解散は、商業登記簿に登記するために申請しなればならない。破産手続の開始又はその開始が拒否された場合、定款の瑕疵が裁判上確定したときは、この限りでは

ない。これらの場合には、裁判所は、職権をもつて解散及びその理由を登記しなければならぬ。会社の抹消の場合には(第六〇第一項第七号)、解散の登記は不要である。

- (2) 解散は、清算人が会社公告紙に三回にわたり公告しなければならぬ。公告においては、同時に、会社の債権者に対し、届出を行うよう催告しなければならぬ。

第六六条 清算人

- (1) 破産手続きの場合を除く解散の場合において、定款の定め又は社員総会決議によつて清算を委任していないときは、業務執行者が清算を行う。
- (2) 持分を合わせて資本の少なくとも一〇分の一に達する社員の申立があるときは、裁判所(第七条第一項)は、重大な理由に基づいて、清算人を選任することができる。
- (3) 清算人の解任は、裁判所が選任と同一の要件の下に行うことができる。裁判所の選任によらない清算人は、選任期間の満了前に社員総会決議によつて解任することもできる。
- (4) 清算人の選任については、第六条第二項第二文及び第三文の規定を準用する。

第六七条 清算人の登記申請

- (1) 最初の清算人及びその権限については業務執行者が、清算人すべての交代及びその権限のすべての変更については清算人が、商業登記簿に登記するために申請しなければならぬ。

- (2) 申請書には、清算人の選任又はその交替に関する証書の原本又は公の認証のある謄本を添付しなければならない。
- (3) 申請書において、清算人は、第六六条第四項によりその選任を妨げる事情が存在しないこと、及び裁判所に対する無制限の情報提供義務があることが教示されたことを保証しなければならない。第八三条第三項第二文を適用する。
- (4) 裁判所による清算人の選任又は解任の登記は、職権で行う。

第六八条 清算人の署名

- (1) 清算人は、選任のときに定められた方式で意思表示を行い、かつ、会社のために署名しなければならない。方式が定められていない場合は、表示及び署名は、清算人が全員でなければならない。
- (2) 署名は、清算人が清算中の商号として表示されるべき従来の商号に自己の署名を付記する方法で行う。

第六九条 会社と社員の法律関係

- (1) 清算が終了するまでは、会社の解散と関わりなく、会社と社員の法律関係については、本章の規定及び清算の本質から別段のことが生じない限り、第二章及び第三章の規定を適用する。
- (2) 会社がその解散のときに有していた裁判籍は、財産の分配が完了するまで存続する。

有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律

第七〇条 清算人の任務

清算人は、継続中の取引を終結し、解散会社の義務を履行し、会社の債権を取り立て、会社の財産を換金しなければならない。清算人は、裁判上及び裁判外で会社を代表しなければならない。清算人は、終結していない取引を終了させるため、新たな取引を行うこともできる。

第七一条 開始貸借対照表・権利と義務

- (1) 清算人は、清算の開始にあたり貸借対照表（開始貸借対照表）及び当該開始貸借対照表を説明する報告書を作成し、各年度に係る年度決算書及び状況報告書を作成しなければならない。
- (2) 社員は、開始貸借対照表及び年度決算書の確定並びに清算人の責任解除について決議する。開始貸借対照表及びそれを説明する報告書については、年度決算書に関する規定を準用する。ただし、固定資産として掲げる資産は、その譲渡を相当の期間内に行えるか又はこの資産を営業の用に供しない場合は、これを流動資産と同様に評価しなければならない。年度決算書についても同様とする。
- (3) 裁判所は、会社の状況が明白で債権者及び社員のために監査が必要でないと思料することができる場合には、決算検査役による年度決算書及び状況報告書の検査を免除することができる。この裁判に対して、即時抗告をすることができる。

同志社法学 六一巻五号 二一九一（一六三七）

(4) そのほかの場合には、清算人は、第三七条、第四一条、第四三条第一項、第二項及び第四項、第四九条第一項及び第二項並びに第六四条の規定に基づく業務執行者の権利及び義務を有する。

(5) 営業文書には、会社が清算中であることを表示しなければならぬ。そのほかについては、第三五条aの規定を準用する。

第七二条 財産の分配

会社の財産は、持分の割合に従って社員に分配する。定款でこれと異なる分配の割合を定めることができる。

第七三条 分配禁止期間

(1) 分配は、会社の債務の弁済又は担保の提供を行う前にかつ、債権者に会社公告紙による第三回目催告（第六五條第二項）を行った日から一年が経過する前に行つてはならない。

(2) 知れたる債権者が届出をしない場合には、供託権があるときは、その債権者のために債権額を供託しなければならぬ。債務の弁済がこのときにできないか又は債務の存在が争われている場合には、債権者に担保が提供されたときに限り、財産の分配をすることができる。

(3) この規定に反した清算人は、分配した金額につき連帯して賠償する義務を負う。この賠償請求権については、第四三條第三項及び第四項の規定を準用する。

第七四條 清算の結了

(1) 清算が結了し、結了計算書が作成されたときは、清算人は清算の結了を商業登記簿に登記するため申請しなければならない。会社は抹消されなければならない。

(2) 清算が結了した場合には、会社の帳簿及び書類は、一〇年間、社員の一人又は第三者が保管しなければならない。この社員又は第三者は、定款の規定又は社員の決議がない場合には、裁判所（第七條第一項）が決定する。

(3) 社員及びその権利承継人は、帳簿及び書類を閲覧する権利を有する。会社債権者は、裁判所（第七條第一項）によつて閲覧の権利を付与されることができる。

第七五條 無効の訴え

(1) 定款に資本の額もしくは事業の目的に関する規定がない場合、又は事業の目的に関する定款の規定が無効である場合は、各社員、各業務執行者、及び監査役会が設置されているときは各監査役員は、訴えをもつて会社が無効である旨の宣告を求めることができる。

(2) 株式会社第二四六条ないし第二四八條の規定を準用する。

第七六條 社員決議による瑕疵の治癒

事業の目的に関する規定の瑕疵は、社員の全員一致の決議によつて治癒することができる。

第七七條 無効の効果

(1) 会社の無効が商業登記簿に登記された場合は、会社関係

の清算のために、解散の場合に適用される規定を準用する。

(2) 会社の名において第三者と行つた法律行為の効力は、無効により影響を受けない。

(3) 社員は、負担した債務の履行のために必要である限り、約定した払込みを給付しなければならない。

第六章 秩序罰、罰則及び過料に関する規定

第七八条 登記申請義務者

本法に規定する商業登記簿への登記申請は、業務執行者又は清算人が行い、第七條第一項、第五七條第一項、第五七條i第一項及び第五八條第一項第三号で定める申請は、全部の業務執行者が行わなければならない。

第七九条 強制金

(1) 第三五條a及び第七一條第五項に従わなかつた業務執行者又は清算人は、登記裁判所による強制金の決定によつてこれらの規定を遵守しなければならない。商法第一四條は、その適用を妨げられない各強制金の額は、一件につき五、〇〇〇ユーロを超えることができない。

(2) 第七條、第五四條、第五七條第一項及び第五八條第一項第三号で定める商業登記簿への登記申請業務については、会社の住所地への商業登記簿への申請に関する限り、商法典第一四條による強制金の決定は行われぬ。

有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律

第八〇条 (削除)

第八一条 (削除)

第八二条 不実の表示

(1) 次に掲げる者は、三年以下の自由刑に処し、又は罰金を併科する。

1. 社員又は業務執行者として会社の登記のため持分の引受け、出資の履行、払込金の使用、特別利益、設立費用、現物出資について不実の表示を行つた者

2. 社員として、現物出資設立報告書において不実の表示を行つた者

3. 業務執行者として資本金の増資の登記のため新資本の応募もしくは払込又は現物出資について不実の表示を行つた者

4. 業務執行者として第五七條i第一項第二文に定める表明について不実の表示を行つた者、又は、

5. 有限会社の業務執行者もしくは外国法人の営業指揮者として第八條第三項第一文又は第三九條第三項第一文により行つた保証、又は清算人として第六七條第三項第一文により行つた保証において、不実の表示を行つた者

(2) 次に掲げる者も、前項と同様の刑に処する。

1. 業務執行者として資本減少について、債権者への弁済

同志社法学 六一巻五号 二一九三 (一六三九)

有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律

同志社法字 六一巻五号 二九四 (一六四〇)

又は担保提供に関して不真正の保証を行った者、又は、
2. 業務執行者、清算人、監査役会もしくは類似の機関の
構成員として公の通知において会社の財産状況を不真正
に表示し又はこれを隠蔽した者。ただし、その行為が商
法典第三三一条第一号もしくは第一号aにより処罰され
るおそれがないときに限る。

第八三条 (削除)

第八四条 損失届出の義務違反

(1) 業務執行者として、社員に対し資本の半額にあたる損失
を通知することを怠った者は、三年以下の自由刑又は罰金
を併科する。

(2) 業務執行者に過失があるときは、一年以下の自由刑また
は罰金に処する。

第八五条 守秘義務違反

(1) 業務執行者、監査役員又は清算人としての地位により知
ることとなった会社の機密、とくに経営上又は営業上の機
密を権限なくして漏らした者は、一年以下の自由刑又は罰
金を併科する。

(2) 行為者が、対価を得て又は自己もしくは第三者の利益を
図りもしくは他人に損害を与える目的をもって行った場合
には、二年以下の自由刑又は罰金に処する。第一項の要件
の下で知り得た前項にいう機密、とくに経営上又は営業上

の機密を権限なくして利用した者は、同様の刑に処する。
(3) 上記の行為は、会社の告訴に基づいてのみ訴追する。業
務執行者又は清算人がこの行為を行った場合は、監査役会
が、監査役会がないときは社員が選任した特別の代理人が
告訴権を有する。監査役員がこの行為を行ったときは、業
務執行者又は清算人が告訴権を有する。

付録 第二条第一項

(a) 一人会社の設立に関する雛形設立書

証書 第 * * 号

日付 * * *

公証人 事務所の住所 * * *

氏名 * * *

依頼人の氏名 ^{①②} * * *

1. 依頼人は、有限会社法第二条第一項aに基づいて以下
の有限会社をここに設立した。

商号 * * *

住所 * * *

2. 企業の目的 * * *

3. 基本資本の金額 **ユーロ

基本資本の全額引受人 **

生年月日 **

住所 **

出資は金銭でなければならない。その内五〇%については直ちに^④出資し、残額については社員総会が請求を決議した後に直ちに^③出資しなければならない。

4. **を業務執行者に選任する。

生年月日 **

住所 **

業務執行者は民法典一八一条の制約を受けない。

5. 会社は、三〇〇ユーロ以内でかつ最大でも基本資本の額以下の設立費用を負担する。それを越える額の設立費用は社員が負担する。

6. 社員は本証書の謄本を保管し、会社と登記裁判所が（電磁式の形式で）複本を保管し、税務署（法人税部）が複写を保管する。

7. 依頼者は、**公証人からとくに次の事項について指示を受けた。

**

**

有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律

指示・参照

(1) 性別 (Herr/Frau) は、該当しない箇所を削除する。法人の場合には、性別の呼称を省略する。

(2) 社員の名称、公証人の身元の確認に関する事項以外に、場合によっては財産状況、夫または妻の同意並びに代理人に関する事項を書き込む。

(3) 該当しない箇所は削除する。事業者会社の場合には第二選択肢は削除する。

(4) 該当しない箇所は削除する。

(b) 三名以下の社員がいる一人会社の設立に関する雛形設立書

証書 第**号

日付 **

公証人 事務所の住所 **

氏名 **

依頼人の氏名⁽¹⁾⁽²⁾ **

依頼人の氏名⁽¹⁾⁽²⁾ **

依頼人の氏名⁽¹⁾⁽²⁾ **

1. 依頼人は、有限会社法第二条第一項 a に基づいて以下

同志社法学 六一巻五号 二九五 (一六四一)

有限会社法の現代化と濫用をなくすための法律

の有限会社をここに設立した。

商号 **

住所 **

2. 企業目的 **

3. 基本資本の金額 **ユーロ

基本資本の引受人

は、券面額の持分を **ユーロ引き

受ける (持分番号1)。

は、券面額の持分を **ユーロ引き

受ける (持分番号2)。

は、券面額の持分を **ユーロ引き

受ける (持分番号3)。

出資は金銭でなければならない。その内五〇%については直ちに^①出資し、残額については社員総会が請求を決議した後に直ちに^②出資しなければならない。

4. **を業務執行者に選任する。

生年月日 **

住所 **

業務執行者は民法典一八一一条の制約を受けない。

5. 会社は、三〇〇ユーロ以内でかつ最大でも基本資本の額以下の設立費用を負担する。それを越える額の設立費用は、持分の券面額の割合に従って社員が負担する。

6. 社員は本証書の謄本を保管し、会社と登記裁判所が

同志社法学 六一巻五号 二九六 (一六四二)

(電磁式の形式で) 複本を保管し、税務署(法人税部)が複写を保管する。

7. 依頼者は、**公証人からとくに次の事項について指示を受けた。

**

指示・参照

(1) 性別 (Herr/Frau) は、該当しない箇所を削除する。法人の場合には、性別の呼称を省略する。

(2) 社員の名称、公証人の身元の確認に関する事項以外に、場合によっては財産状況、夫または妻の同意並びに代理人に関する事項を書き込む。

(3) 該当しない箇所は削除する。事業者会社の場合には第二選択肢は削除する。

(4) 該当しない箇所は削除する。

(訳者注記) 試訳に際して、荒木和夫『ドイツ有限会社法解説(改訂版)』(商事法務二〇〇七)の条文和訳を参考にさせていただき、場合によっては全面的に依拠した。ここに記して感謝申し上げます。